

「太陽光発電施設の設置に関する景観形成ガイドライン（素案）」の骨子

1 策定の趣旨

近年、太陽光発電施設が急速に普及するなか、太陽光発電施設の設置にあたり、景観への影響をできる限り回避・低減するための工夫や対策を講じることが求められている。

太陽光発電施設における景観にかかる取組みにおいて、国においては、平成 27 年 5 月、自然公園法施行規則が一部改正され、国立公園特別地域内での行為の許可基準が追加され、普通地域内においても届出を要する工作物に追加された。

また、三重県においては、平成 28 年 7 月、三重県景観計画の届出対象工作物に「太陽光発電施設」を追加するなどの変更案が公表されるとともに、平成 29 年 1 月、「太陽光発電施設の設置に関する景観形成ガイドライン」を公表している。

志摩市の景観計画においては、運用当初から太陽光発電施設の設置に関し、届出の対象行為としていたが、市景観計画に具体的な景観形成基準が明記されておらず、どのような基準で配慮すべきかが明確ではなかった。

このような背景から、当市において当該施設における景観形成基準の策定を目指しており、まずは、県に準じて、「太陽光発電施設の設置に関する景観形成ガイドライン」を策定し、当面の間、当該ガイドラインで運用したのち、市景観計画の見直しの際に景観形成ガイドラインへ追加することで対応していきたいと考えている。

地域の良好な景観の形成に寄与することを目的にガイドラインを定めるものである。

2 当該ガイドラインの概要

志摩市において策定予定の「太陽光発電施設の設置に関する景観形成ガイドライン」の概要は概ね次のとおりである。

(1) 記載事項は、4つの項目に分け、内容を記載している。

- ① 「1 背景と目的」・・・策定した目的を記載
- ② 「2 配慮事項」・・・周辺景観との調和に配慮すべき内容を記載
- ③ 「3 維持管理」・・・事業者が維持管理に努めるよう記載
- ④ 「4 提出書類」・・・別途提出が必要な書類を明記（影響に関する予測結果調書等）

(2) 記載事項は、概ね県ガイドラインに準じたものとしている。市独自の内容としては、次のとおり。

- ① 「2 配慮事項」の内容において市景観計画で定められたゾーンごとに分けて配

慮事項を記載

(一般地区、山地・里山ゾーン、里海・熊野灘沿岸ゾーン、市街地ゾーン、沿道ゾーン(内陸型)、沿道ゾーン(沿岸型)、眺望保全地区)

②「3 維持管理」の内容において撤去に関する内容を追加

3 策定にかかるスケジュール

概ね次のようなスケジュールで取り組んでいきたい。

- | | |
|---------------------|------------------------|
| (1) 平成 29 年 1 月 | 志摩市景観審議会へ「素案」を提示、意見聴取 |
| (2) 平成 29 年 3 月～6 月 | 関係各課と協議・意見聴取、事業者から意見聴取 |
| (3) 平成 29 年 6 月～8 月 | 志摩市景観審議会へ「案」を提示、意見聴取 |
| (4) 平成 29 年 8 月以降 | 同ガイドライン公表、運用開始 |
| (5) 平成 30 年度以降 | 市景観計画の見直し、景観形成基準へ追加 |